

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則等の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新			旧				
別表 外国株券等に関する手数料及びその料率			別表 外国株券等に関する手数料及びその料率				
1. 外国株券等 （1）外国株券及び外国株式			1. 外国株券等 （1）外国株券及び外国株式				
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率		
		(略)			(略)		
		}			}		
		(略)			(略)		
保管 手数料	口座残高を有する外国株券等機構加入者	a. 売買単位が 1 株の銘柄	保管 手数料	口座残高を有する外国株券等機構加入者	a. 売買単位が 1 株の銘柄		
		指定銘柄となる価格			各指定銘柄に係る徴収料率（1 株につき）	指定銘柄となる価格	各指定銘柄に係る徴収料率（1 株につき）
		(略)			(略)		
		}			}		
		(略)			(略)		
		50 円以上 100 円未満			(略)	100 円未満	(略)
		10 円以上 50 円未満			<u>0.1/365 円（1,000 万株を超える分については 0.05/365 円）</u>		(新設)
10 円未満	<u>0.02/365 円（1 億株を超える分については 0.01/365 円）</u>		(新設)				
		b. ～ e. (略)			b. ～ e. (略)		
(注) 1. ～ 3. (略)			(注) 1. ～ 3. (略)				
(2) ～ (4) (略)			(2) ～ (4) (略)				

2. 外国株券等の保管手数料に係る「機構が別に定めるところにより算出する価格」について（平成 21 年 2 月 27 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>外国株券等の保管手数料に係る「機構が別に定めるところにより算出する価格」について</p> <p>(略)</p> <p>1. 機構における取扱開始後 1 年を経過しない銘柄の場合 (1)・(2) (略)</p> <p>2. 機構における取扱開始後 1 年を経過した銘柄の場合 (略)</p> <p>3. <u>上記 1. 又は 2. に基づき定めた価格の適用期間中に株式分割又は株式併合が行われた場合</u> <u>当該分割又は併合の効力発生日から上記 2. に規定する見直しが行われるまでの期間は、当該効力発生日が属する月の前月末日から遡って 1 年間（機構における取扱開始後 1 年を経過しない銘柄の場合は、取扱開始後の 1 年未満の期間とする。）の各月末の終値（注 5）を分割比率又は併合比率に基づき調整のうえ平均した価格又は機構がその都度定める価格</u></p> <p>(注 1) ~ (注 4) (略)</p> <p>(注 5) <u>最終気配値段を含むものとする。ただし、国内の金融商品取引所を主たる市場とする銘柄以外の銘柄の場合で、その日に終値又は最終気配値段がなく、国内の金融商品取引所における同日の当該銘柄に係る基準値段が入手可能などときには、当該基準値段を用いるものとする（当該基準値段が入手できない場合には、直前の主たる外国金融商品市場における金融商品取引所における終値を円換算（換算する際に利用する為替相場は、当該分割又は併合の効力発生日が属する月の前月末日におけるものとする。）した価格とする。）</u>。また、国内の金融商</p>	<p>外国株券等の保管手数料に係る「機構が別に定めるところにより算出する価格」について</p> <p>(略)</p> <p>1. 機構における<u>当該銘柄</u>の取扱開始後 1 年を経過しない銘柄の場合 (1)・(2) (略)</p> <p>2. 機構における<u>当該銘柄</u>の取扱開始後 1 年を経過した銘柄の場合 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(注 1) ~ (注 4) (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<u>品取引所を主たる市場とする銘柄の場合で、その日に終値又は最終気配値段がないときには、当該取引所における直前の終値又は最終気配値段とする。</u>	

3. 附 則

この改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

以 上